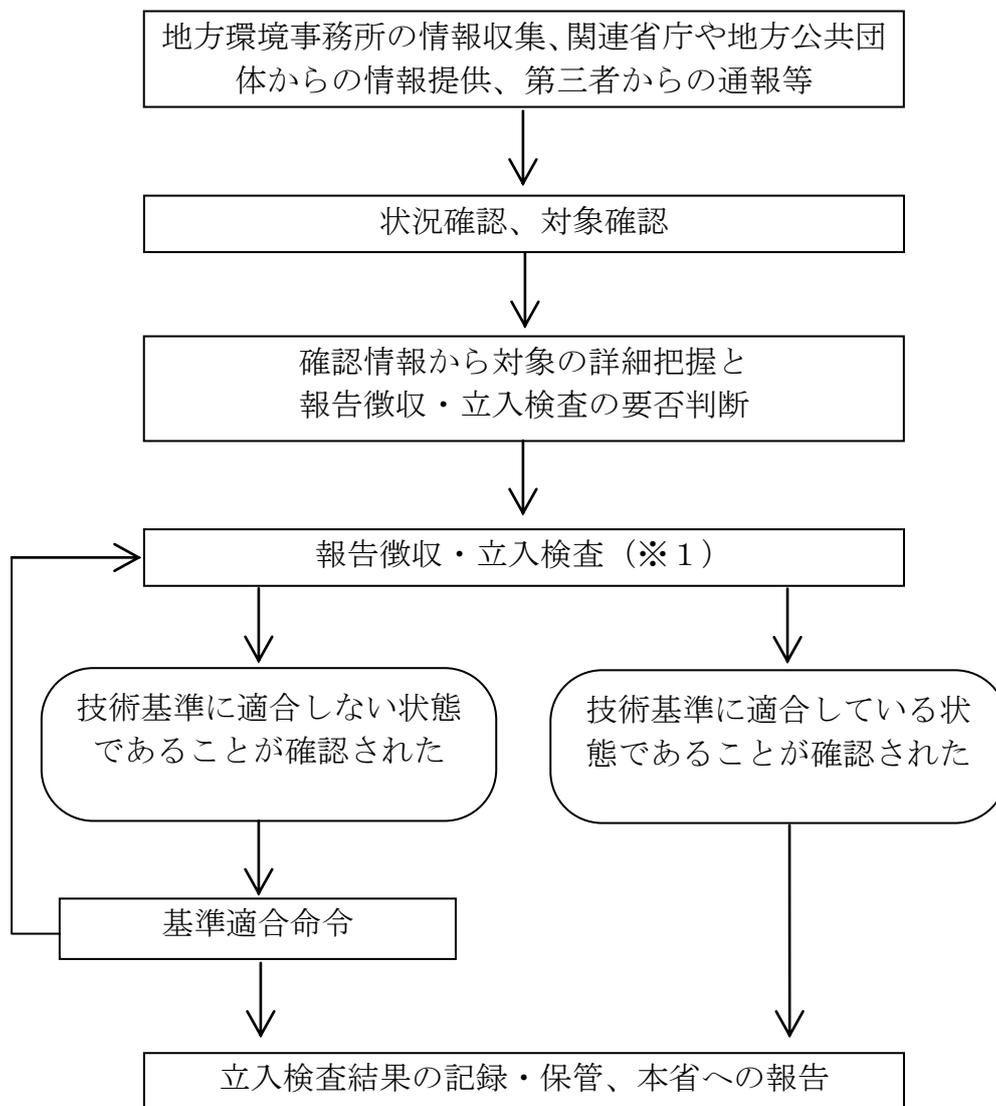
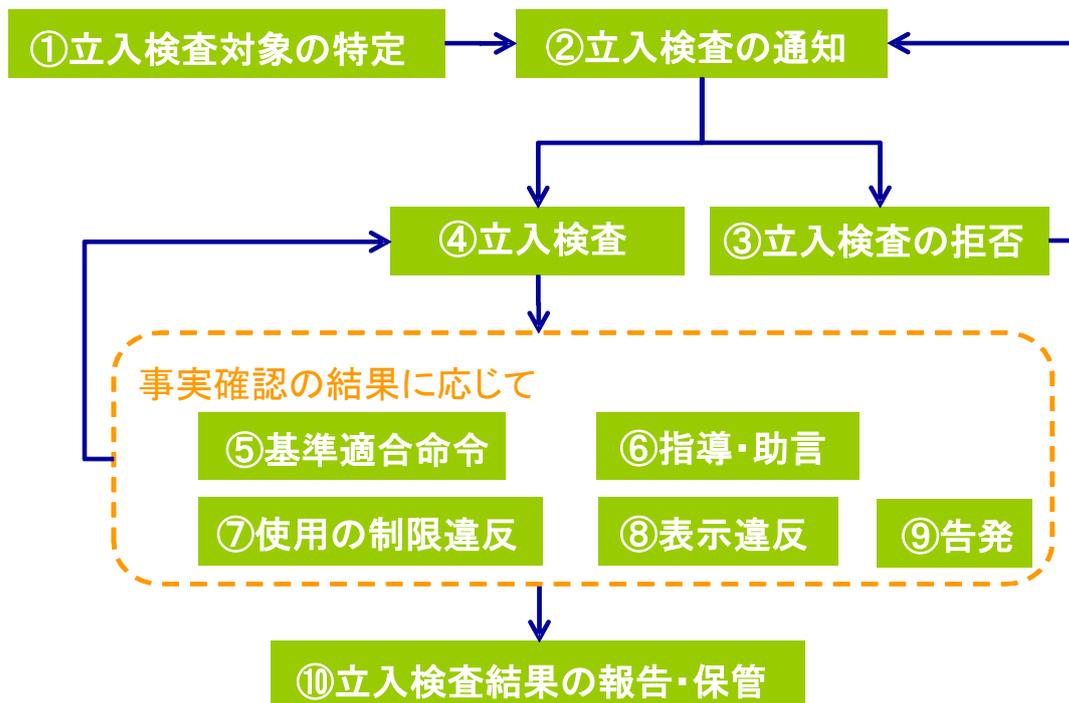


◎特定特殊自動車の利用者に対する報告徴収・立入検査事務実施フロー



※1 立入検査の事務実施フロー

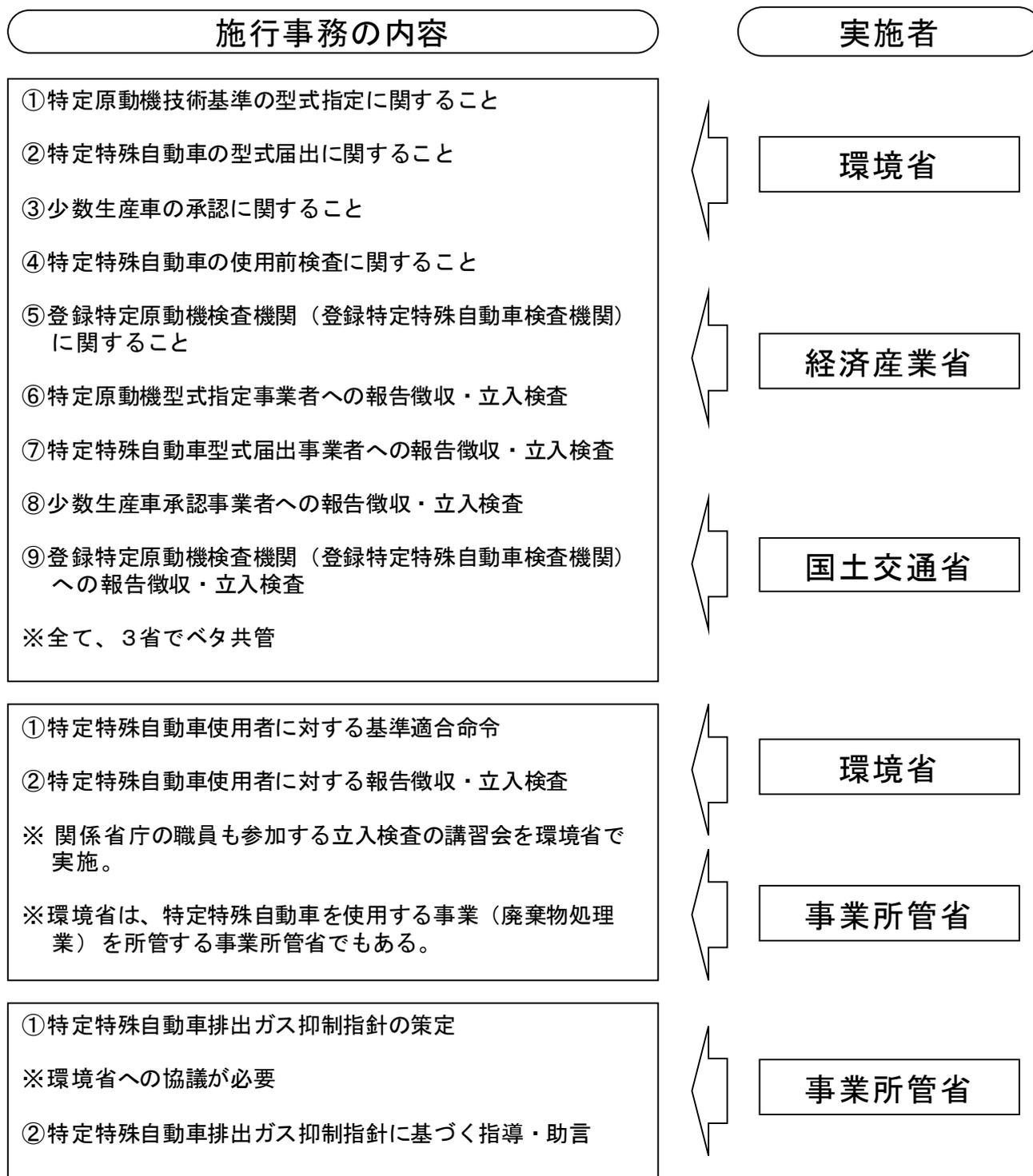


(参考) 排出ガス試験の実施状況



「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)に基づく  
技術基準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する  
報告徴収及び立入検査に関する事務

◆環境省と関係省庁との役割分担



事務・権限概要シート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 07 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定調査機関の指定及び更新の事務（法第 3 条第 1 項）</li> <li>・ 変更届出書の受理（法第 35 条）</li> <li>・ 指定調査機関に対する業務改善命令（法第 36 条第 3 項）</li> <li>・ 業務規程の受理（法第 37 条第 1 項）</li> <li>・ 指定調査機関に対する適合命令（法第 39 条）</li> <li>・ 業務廃止届出書の受理（法第 40 条）</li> <li>・ 指定調査機関の指定の取消しの事務（法第 42 条）</li> <li>・ 指定調査機関の指定等の公示の事務（法第 43 条）</li> <li>・ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 54 条第 5 項）</li> </ul> <p>一の都道府県内のみで調査業務を行う者が否かの判別については、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 1 条第 1 項に規定する申請書に記載された土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域が一であるかどうかによる。なお、ここでいう「都道府県」は全国 47 都道府県を指し、土壤汚染対策法施行令第 8 条に規定する市を含めない。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウトプット）	移譲対象機関数は 201 機関（平成 22 年末現在）。当該機関について、平成 21 年度に地方環境事務所が行った事務件数は 228 件。なお、平成 22 年 4 月より施行されている改正土壤汚染対策法により法第 35 条に基づく変更届出事項が増えたため、実際の事務量は増加することが見込まれる。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>土壤汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料採取方法等により結果が大きく左右されるため、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を行う者は、一定の技術的能力を有すると認められる者として土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の環境大臣が指定した者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関が行う調査業務の適性を確保するために、環境大臣は、法第 39 条による適合命令、法第 42 条による指定の取消し、法第 54 条第 5 項による報告徴収・立入検査等必要な監督や現況把握を実施している。現行では、指定調査機関が二以上の地方環境事務所の管轄区域に土壤汚染状況調査を行う事務所を置く場合には本省で、事業所が一つの管轄区域のみにある場合には地方環境事務所、それぞれ指定及び監督に係る事務を実施している。</p>
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量 (アウトプット)	21年度に行った地方環境事務所での事務件数 1,908件
地方側の意見	「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告 (p.64)、平成22年7月15日)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p><b>A-a</b> (一の都道府県 内で調査業務を 行う場合)</p> <p><b>C-b</b> (複数の都道府 県内で調査業務 を行う場合)</p> </div>	<p>複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</p> <p>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、本省において事務を行うこととする。</p>
備考	